

写

議案第 二 号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年一月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾八年壹月拾壹日

原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和四十八年三朝町条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「老人」を「身体障害者」に改める。

第二条中「及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の二の規定による老人医療費の支給を受ける者を除く。」を「並びに同表第三号及び第四号に掲げる者で老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十五条の規定による医療の給付を受けるものを除く。」に改める。

第三条を次のように改める。

（助 成）

第三条 町は、医療費受給者の療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に規定する附加給付金として支給される附加給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除し

た額。以下「医療費」という。）について助成するものとする。

2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。

一 別表第一号及び第二号に掲げる者にあつては、医療費の全部の額

二 別表第三号から第五号までに掲げる者にあつては、医療費から老人保健法第二十八条の規定の例により算定した一部負担金の額に相当する額（以下「一部負担金相当額」という。）を控除した額

第十一条を第十二条とする。

第十条の見出しを「（医療費の助成金の返還）」に改め、同条中「すでに助成した医療費」を「すでに支給した医療費の助成金」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「医療費の全部若しくは一部」を「医療費の助成金の全部若しくは一部」に改め、「医療費の額に相当する金額」を「医療費の助成金」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とする。

第七条の見出しを「（医療費の助成の申請）」に改め、同条を第八条とする。

第五条及び第六条を一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

(一部負担金相当額の支払方法)

第五条 前条第一項に規定する方法により医療費の助成を受ける被保険者等(別表第一号及び第二号に掲げる者に係る医療費の助成を受ける被保険者等を除く。)は、第三条第二項に規定する一部負担金相当額を、老人保険法第二十八条の規定の例により医療機関等に支払うものとする。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者

二 児童相談所又は精神薄弱者更生相談所により重度の精神薄弱者と判定された者

三 治療が特に困難な疾病又は経過が慢性にわたり患者等の負担が大きい疾病で規則で定めるものにかかつている者で規則で定めるもの

四 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第五条第一項に規定する配

偶者のない女子で現に義務教育終了前の児童（十五歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する児童を含む。以下同じ。）を扶養しているものうち、規則で定めるもの及びその者が扶養している義務教育終了前の児童

五 一歳未満の者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和五十八年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に行われた療養又は医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。